

第6章 その他

第6章 その他

6-1 保全措置の実施状況調査

環境影響評価書で記載した保全措置については、表6-1.1に示すとおりである。

これらの保全措置についてはその実施状況を調査のうえ、調査の検証あるいは評価に用いるとともに、調査結果については事後調査結果と合わせ鳥取県東部広域行政管理組合ホームページにより公表する。

表6-1.1(1) 環境保全措置 (1/6)

環境要素	影響要因		保全措置の内容
大気質	工事の実施	資材運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避ける。 資材運搬車両等は、アイドリングストップを徹底する。 資材運搬車両等は、整備、点検を徹底する。
		土地造成工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の敷地境界には仮囲い等を設置する。 粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時には、適宜散水を行う。
	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行 煙突排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ごみ収集車両等の不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転の防止等、エコドライブを徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ごみ収集車両等の整備・点検を徹底する。 排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。 排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。 燃焼温度、ガス滞留時間等について、関係法令等を遵守のうえダイオキシンの発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシンの発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。 ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。
騒音	工事の実施	資材運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等の走行ルートを指定する。 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底する。 資材運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。
		建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周囲に仮囲い等を設置し、周辺地域への騒音の防止に努める。 建設機械は、低騒音型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械の整備・点検を徹底する。

表 6-1.1(2) 環境保全措置 (2/6)

環境要素	影響要因		保全措置の内容
騒音	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
	施設の存在・供用	計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール50mm）を取り付けるといった対策を講じる。・低騒音型の機器を採用する。
振動	工場の実施	資材運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底する。
	工場の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低振動型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・特定建設作業に該当しない作業についても、特定建設作業の振動の規制基準以下になるよう振動の防止に努める。
	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
	施設の存在・供用	計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。
悪臭	施設の存在・供用	計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、炉内では高温で熱分解し、脱臭する。 ・ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。 ・プラントホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止する。 ・プラントホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する。
水質	工場の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。
	施設の存在・供用	計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・ごみピット汚水は炉内で高温酸化処理する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。

表 6-1.1(3) 環境保全措置 (3/6)

環境要素	影響要因		保全措置の内容
地形・地質	工事の実施	工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・造成計画にあたっては、現状の地形を生かした最小限の切土量とするよう配慮する。 ・河原火砕岩層の地質特性に配慮のうえ、必要に応じて地盤改良を行う。
土壌	施設の存在・供用	対象事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。また、これらに加えて活性炭吹込み設備を採用する。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等について、ダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。 ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。
植物	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・新設緑地のうち、ため池跡地等については、樹木の植栽等により動植物の生息・生育環境とする。 ・新設緑地のうち、施設の周辺における緑化については芝や樹木をバランスよく配置する。 ・新設緑地における植栽木については、事業により消失する樹種も含めるものとする。 ・工事の実施にあたっては、敷地境界付近に生育するエビネ、コ克蘭、ホンゴウソウについて誤って改変しないようロープ、柵等で保全する。 ・ミズマツバについては事業による影響が生じることから、調整池やビオトープ等適切な代替地を設けて移植を行う。 ・ビオトープは、ため池跡地を利用する計画とし、沢水を引き込んだ水路を整備する。水路の一部には流れの緩い場所や水田状の場所を設けるものとする。なお、ビオトープの一部は維持管理を行わず自然の遷移に委ねるものとし、生物多様性の保全に資するものとする。 ・ナツエビネ、コ克蘭については事業による影響が生じることから、残置森林内の適切な環境に移植を行う。 ・移植を行った植物については、移植後に適切なモニタリングを行って移植後の生育状況を確認する。 ・ホンゴウソウについては、事業による直接的な改変があるものの移植は困難な種であることから、残存する生育箇所の一部を対象事業実施区域に含めるものとし、生育箇所を保全する。 ・また、供用時に残存する生育箇所については、周辺樹木の伐採を最低限にするとともに、谷筋には適切な排水路を設け、水分、光などの条件を維持できるよう対策を行う。また、下草刈りなど樹林の手入れを行う。 ・直接的な改変を回避できないホンゴウソウの生育箇所については、工事実施時に表土を保管し、造成後の覆土に用いるものとする。

表 6-1.1(4) 環境保全措置 (4/6)

環境要素	影響要因		保全措置の内容
植物	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ホンゴウソウについては上記の対策を行うものの、生育条件に不明な点が多いことから、工事前、工事実施時及び供用時にモニタリングを実施して、残存する株の生育状況を確認する。 ・ハンゲショウ、ダイセンズゲ、ムヨウラン属の一種については、隣地で計画されている工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、重要種の保全の推進に係る働きかけを行う。
動物	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池に生息する移動能力が低い生物群については、施工時に確認された場合、付近のため池等へ移殖を行う。 ・土地利用計画において、約3.0haを残置森林とし、ヤネホソバなど様々な生物が生息する樹林を保全する計画とする。 ・対象事業実施区域内には新たに緑地を設け周辺の自然環境に配慮する。 ・調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲内で、生物が利用可能な構造とする。 ・ニホンリスについては、事業による影響は小さいと考えられるものの個体数が少ないことから、その生息環境を可能な限り良好なものにするため新設緑地における植栽樹種にクルミ類、ブナ類などの使用を検討する。 ・フクロウについては、事業により分布状況の変化が予測されること、繁殖の有無が不明であることから、工事前、工事の実施時及び供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。 ・ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミについては、影響は小さいと考えられるものの繁殖状況等が不明であることから、供用時にモニタリングを行って生息・繁殖状況を確認する。 ・カスミサンショウウオ、イモリについては、影響が生じるものと考えられることから、施工時に一時的な移殖を行うとともに、供用時において調整池や用水路の形状の工夫、もしくはビオトープ等を整備することで生息環境を創出する。 ・ビオトープは、ため池跡地を利用する計画とし、沢水を引き込んだ水路を整備する。水路の一部には流れの緩い場所や水田状の場所を設けるものとする。なお、ビオトープの一部は維持管理を行わず自然の遷移に委ねるものとし、生物多様性の保全に資するものとする。 ・カスミサンショウウオ、イモリについては、移殖後～供用後3年程度を目途に事後調査を実施する。供用後3年の段階でカスミサンショウウオの産卵状況を確認し、経過が良好であれば調査終了とする。カスミサンショウウオの産卵が見られない場合や少ない場合には、追加的に対策を検討・実施するとともに継続してモニタリングを行う。 ・トゲアリ、クロマルハナバチについては、影響の程度が不明な部分があることから工事前にモニタリングを行って生息状況を確認する。また、工事前のモニタリングにおいて対象事業実施区域内に出現の集中が見られる場合には、学識者に相談の上、保全措置を検討する。 ・工業団地の計画区域で確認された保全すべき対象については、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、貴重な動植物の保全の推進に係る働きかけを行う。
		工事の実施による騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の周囲に仮囲い等を設置し、周辺地域への騒音の防止に努める。 ・低騒音・低振動型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。

表 6-1.1(5) 環境保全措置 (5/6)

環境要素	影響要因		保全措置の内容
動物	工事の実施	造成工事に伴う濁水	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。
	施設の存在・供用	施設の稼働に伴う騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール50mm）を取り付けるといった対策を講じる。 ・低騒音型の機器を採用する。 ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。
	施設の存在・供用	施設の稼働に伴う汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。
	施設の存在・供用	施設の稼働に伴うカラス類、衛生昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・収集したごみは屋内で管理すると共に、収集車についても屋内で洗車することで、カラス類の誘因や衛生昆虫の発生を抑制する。
水生生物	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・キイロヤマトンボを中心とした、ため池の生物については、本事業の施工時に確認された場合付近のため池等へ移殖を行う。 ・調整池、水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とする。 ・工業団地の計画区域で確認されたイチョウウキゴケについては、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、貴重な動植物の保全の推進に係る働きかけを行う。 ・ゲンジボタルについては、本事業の供用時にモニタリングを実施して、必要と考えられる場合には、調整池や用水路等に移殖を行う。
	工事の実施	造成工事に伴う濁水	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。
	施設の存在・供用	施設の稼働に伴う汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。

表 6-1.1(6) 環境保全措置 (6/6)

環境要素	影響要因		保全措置の内容
生態系	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画において、約3.0haを残置森林とし、樹林を現況のまま保全する計画とする。 ・対象事業実施区域内には新たに緑地を設け周辺の自然環境に配慮する。 ・フクロウの分布状況については、本事業の工事前、工事の実施時、供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。 ・モリアオガエルをはじめとする両生類の産卵環境を確保するため、ため池跡地に小規模な池を設ける。また、調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とする。
	施設の存在・供用	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・残置森林より地ユノ谷と楮谷の間の斜面に連続して生物の移動経路を確保する。
景観	施設の存在・供用	主要な眺望景観の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設は、周辺の景観と調和したデザインとする。 ・計画施設の外壁等の材質は、周辺の景観との調和に配慮した素材の活用に努める。 ・対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残地森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保する。
触れ合い活動の場	工事の実施	資材運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。 ・原則として、資材運搬車両等の走行時間帯は昼間12時間（7時～19時）とし、休日（日曜日、祝日）に工事は実施しない。
	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。
廃棄物等	工事の実施	建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り再資源化する。工事にあたっては、分別排出を徹底し、「廃棄物処理法」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストを使用して適正に処理を行う。
	施設の存在・供用	施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討する。
温室効果ガス	施設の存在・供用	対象事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排熱ボイラを設置して発電を行い、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社へ送電（売電）する。 ・対象事業実施区域内にはできる限り緑地を配置する。 ・施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努める。 ・管理棟の照明や空調施設は省エネルギー型の採用に努める。

6-2 モニタリング調査

供用後のモニタリング調査として「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物処理法に係る施設維持管理計画」に基づく大気質調査、及び自主的に実施する地下水調査を計画しており、その項目及び方法等は表6-2.1に示すとおりである。

なお、「廃棄物処理法に係る施設維持管理計画」に基づく大気質調査については、「大気汚染防止法」に基づく調査、及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査の中で実施する。

調査結果についてはその結果を鳥取県東部広域行政管理組合ホームページにて公表する。公表は調査毎に実施するものとし、調査結果をとりまとめた段階で公表するものとする。

表 6-2.1 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 水銀	煙突	「大気汚染防止法」に基づく調査	施設供用後に2ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上 ※水銀については、4ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上
地下水	施設の稼働	環境基準項目 ダイオキシン類 イオン分析項目	周辺の地下水1地点	「水質汚濁に係る環境基準について」等に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

6-3 地元住民との協議に基づく調査計画の見直し

供用時における事後調査計画及びモニタリング調査計画については、今後地元住民により設けられる予定である協議会等と定期的な話し合いを行うことにより、煙突排ガスを対象とした周辺大気環境調査及び土壌調査をはじめとする各項目の調査方法並びに調査期間等について見直しを行っていくこととする。

6-4 苦情等の処理体制

周辺住民からの苦情又は要望に対する連絡窓口は以下のとおりとする。

建設、運営及び管理等の事業実施段階において、いずれの実施主体への苦情または要望であっても、本組合が事業実施責任者として対応するとともに、今後事後調査業務受託者を含め即応できる処理体制を確立する。なお、苦情の内容等については、事後調査結果報告書に記載することとする。

【連絡窓口：事業実施責任者】

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 施設建設課

住所 〒680-0052 鳥取市鍛冶町18番地2

電話 0857-26-0596

また、苦情等については対応を検討したうえで回答するものとし、改善対策等が必要となる場合には関係機関とも協議のうえ、改善の措置あるいは追加の措置を行うものとする。

6-5 平成29年度事後調査計画書の内容に対して変更した事項

平成29年度事後調査計画書の内容に対して変更した事項は表6-5.1に示すとおりである。

表 6-5.1 平成 29 年度事後調査計画書の内容に対して変更した事項

項目	平成 29 年度 事後調査計画書に 対する変更箇所	変更理由等	平成 29 年度 事後調査計画書 の該当箇所
第 2 章 事業 の目的及び内 容	事業内容全般	平成 31 年 3 月に公表した評価書の内容に従って記 載内容を修正しました。	第 2 章全般
第 3 章 事業 実施区域及び その周囲の概 況	図面全般の対象事 業実施区域を修正	平成 31 年 3 月に公表した評価書の内容に従って記 載内容を修正しました。	事後調査計画書 全般
	事業実施区域及び その周囲の概況の 把握に用いた資料 の時点更新	平成 31 年 3 月に公表した評価書の内容に従って自 然的状況、社会的状況及び環境関連法令の把握に 用いた公表資料を時点更新しました。	第 3 章全般
第 4 章 事後 調査の項目及 び手法	4-2-1 事後調査の 概要 表 4-2.1～ 表 4-2.2(2)	平成 31 年 3 月に公表した評価書の内容に従って記 載内容を修正しました。	4-10 頁～ 4-12 頁

第4章 事後調査の項目及び手法	工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の調査時期の変更	平成31年3月に公表した評価書の内容に従って、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の調査時期を「工事開始後15ヵ月目」から「工事開始後6ヵ月目」に変更しました。	4-13頁、 4-15頁
	工事中の工事用車両の走行に伴う騒音・振動の調査時期の変更	平成31年3月に公表した評価書の内容に従って、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の調査時期を「工事開始後31ヵ月目から35ヵ月目」から「工事開始後36ヵ月目から37ヵ月目」に変更しました。	4-13頁、 4-15頁
	施設の稼働における騒音・振動の調査地点の変更	平成31年3月に公表した評価書の内容に従って、施設の稼働における騒音・振動の敷地境界付近の調査地点を最大レベルと予測された地点に変更しました。	4-27頁、 4-29頁
	「水質」の調査地点の変更	対象事業実施内のため池のうち1箇所（地ユノ谷ため池）が造成工事によって消失することから、水質の調査地点（1箇所）をため池から水路に変更しました。 地下水調査地点について、簡易水道水源となっていた対象事業実施区域北東側の観測井戸については、私有地に所在する井戸でしたが、工事に先立ち廃止されたため、調査予定地点から除外しました。	4-17頁、 4-18頁、 4-34頁、 4-35頁、 4-38頁
	「水質」の調査地点の変更	策定した地下水調査地点が、情勢の変化により調査に使用できなくなったことから、今後、供用後に自主的に実施する継続モニタリング調査を勘案し、代替の地下水調査地点を設定しました。	4-11頁、 4-34頁、 4-35頁、 4-38頁、 6-7頁
	供用時の「大気質」・「悪臭」・「土壌」の調査地点の変更	評価書時点の現地調査地点には私有地も含まれたため、施設供用後の継続した調査実施を見込める場所として現地調査地点周辺の公共の施設等に変更しました。 最大着地濃度出現地点については、平成31年3月に公表した再検証評価書で再予測を行った結果を踏まえ、更新しました。	4-23頁、 4-25頁、 4-30頁、 4-33頁、 4-39頁、 4-41頁
	供用時の「水生生物」の調査項目等の変更	平成31年3月に公表した評価書の内容に従って、水生生物の調査項目からクロゲンゴロウ及びキベリクロゲンゴロウを削除しました。	4-46頁
	供用時の「生態系」の調査地点等の変更	平成31年3月に公表した評価書の内容に従って、生態系の調査地点等を「分断される樹林地及び保全措置とする残置森林又は樹林帯」から「残置森林及びその周辺」に変更しました。 また、生態系の調査方法を「任意調査により哺乳類等の小動物の出現状況を確認する方法」から「任意調査により哺乳類等の出現状況を確認する方法」に変更しました。	4-48頁、 4-52頁